

提案基準⑩ 研究施設

研究対象が、市街化調整区域に存在すること等の理由により、当該市街化調整区域に研究施設を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

(適用対象)

1 研究対象は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 研究対象が、当該市街化調整区域に存在し、かつ当該土地において研究する必要性があること。

(2) 研究対象が、自然的又は環境上特別の条件を必要とするもので、当該土地が当該特別の条件を満たすところであること。

(土地要件)

2 研究施設の目的、研究内容等を勘案して、立地上当該土地の周辺に影響を及ぼすおそれのない状況の地域であること。

3 当該施設の申請区域は、幅員 4.0 メートル以上の既存道路（建築基準法第 42 条第 1 項道路）に接していること。

(敷地規模)

4 当該施設の敷地規模は、3,000 平方メートル未満とする。

(形態制限)

5 当該施設は、原則、市街化調整区域における建築物の建築に係る形態制限に適合させること。

(その他)

6 申請区域が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。

7 申請区域が風致地区内である場合は、風致地区内行為の許可が受けられるものであること。

審査上の解釈・運用

(1) 研究施設は、生産機能を持たない施設であること。ただし、物品の製造、加工又は処理で研究と密接に連携して行われる試作品の製造等は認めるものとする。

(2) 基準 1 の研究対象の存在及び研究する必要性については、研究の継続性も含め、主管課に意見照会を行いその回答をもって確認するものとする。

(3) 基準 3 において、幅員 4.0m 以上の既存道路とは、申請区域まで車両の通行が可能な状態であり、幅員が 4.0 m 以上確保されている建築基準法の道路であって、開発行為等に伴い幅員 4.0m 以上に拡幅する場合は除外するものとする。

(4) 基準 5 において、申請区域周辺の市街化調整区域の環境を著しく害する恐れがなく、かつ、やむを得ない事情がある場合については、「市街化調整区域における建築物の形態の運用基準」（以下、緩和基準）で形態制限の特例を定めており、当該施設の最高高さ等は緩和基準で認める範囲内とする。

(5) 当該施設の主管課は、横須賀市政策推進部政策推進課